



地域農業の若き担い手

今年の3月に農業大学を卒業後、家業を受け継ぐため家族と力合わせ、ネギを栽培。ネギと言ったら「匝瑳の江波戸さん！」と知ってもらえるよう、経営規模を拡大し、将来的には法人化していけたらと、今後の抱負を語る江波戸清也さん（共興地区）です。

新年のごあいさつ



匝瑳市農業委員会

会長 布施 行雄

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より農業委員会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、匝瑳市農業委員会は昨年7月より新体制の農業委員ならびに農地利用最適化推進委員による活動を開始し、はや半年が過ぎようとしています。

この間、毎月の定例総会の開催をはじめ、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農・新規参入の促進等、農地利用の最適化の推進に関する業務を中心に活動を進めてまいりました。

しかしながら、農業を取り巻く情勢は、年々厳しくなっていることを実感しております。

本年も様々な課題に取り組み、本市の農業を魅力あるものとし、次世代に繋げていくため、委員各位と協力し活動してまいりたいと考えております。

引き続き、農業委員会へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝とご多幸をお祈りして、新年のご挨拶いたします。

匝瑳市農業委員会

新体制

令和3年7月20日に市議会の同意を得て、市長より新しい農業委員17名が任命されました。また当日開催の初総会では、新しい農地利用最適化推進委員12名が匝瑳市農業委員会より委嘱を受け就任いたしました(任期は両委員とも、令和6年7月19日までの3年間)。農業委員・農地利用最適化推進委員一丸となり、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規就農の支援等、「農地利用の最適化」を重点的に推進します。

農業委員

※敬称略。会長・会長職務代理者及び副会長以降は議席番号順に右上から左へ掲載



【副会長】
高品 文敬
(大寺)



【会長職務代理者】
鈴木 茂
(南山崎)



【会長】
布施 行雄
(貝塚)



塚本 一治
(東小笹)



戸村 光男
(平木)



伊藤 明美
(春海)



滝田 博司
(荻野)



椎名 弘
(大浦)



石橋 慎司
(八日市場口)



佐藤 和
(東小笹)



土屋 玲子
(今泉)



大木 正俊
(高野)



【運営委員長】
加瀬 安男
(栢田)



【農地銀行会長】
小林 須美子
(樺)



佐藤 郁太郎
(東小笹)



【農地農政委員長】
布施 陽子
(貝塚)



玉澤 幸雄
(飯高)



金城 ハル子
(横須賀)

■須賀地区担当



関口 孝男
(飯倉)

■豊栄地区担当



土屋 功
(八日市場イ)

■中央地区担当



宇野 恵三郎
(長谷)

■共興地区担当



平山 敏之
(金原)

■飯高地区担当



秋山 菊次
(吉田)

■吉田地区担当



寺本 利幸
(飯塚)

■豊和地区担当



江波戸 和男
(大浦)

■匝瑳地区担当

農業に
関することは、
私たちに
ご相談ください。



椎名 正和
(堀川)

■栄地区担当



林 博之
(野手)

■野田地区担当



小林 重紀
(春海)

■椿海地区担当



太田 孝夫
(上谷中)

■平和地区担当

農地利用最適化 推進委員

※敬称略。担当地区順に右上から左へ掲載

農業委員会 活動報告

(改選後)

7月

20日 農業委員辞令交付式
農業委員会初総会
農地利用最適化推進委員委
嘱書交付式

10月

6日 人・農地プラン研修会
農業者年金加入推進研修会

11月

8日 新任農業委員・農地利用最
適化推進委員合同研修会(第
1回)
9日 千葉県女性農業委員の会研
修会

12月

16日 農山漁村男女共同参画海
地区推進会議及びセミナー
6日 新任農業委員・農地利用最
適化推進委員合同研修会(第
2回)



毎月

農業委員会定例総会・書類
審査
(農地権利移動・農地転用
ほか)



▲農業者年金研修会

新規就農者激励

平成30年3月から新規就農し、オ
リーブ栽培を始めた大木規義さん(中
央地区)に農業委員会から激励のため
の記念品を贈呈しました。



農地の適正な管理をお願いします



農地の雑草雑木が繁茂することで、害虫の発生や有害獣の住処と
なったり、ごみの不法投棄の原因となる可能性があり、周辺農地の営
農に支障を及ぼすこととなります。農地所有者は、自分の農地は責任
を持って管理してください。

また、農業委員会では遊休農地の現状把握のため、農地法に基づき
毎年1回農地の利用状況調査を実施しています。

農地法では、「農地について所有権または賃借権その他の使用及び
収益を目的とするものは、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用
を確保するようにならなければならない」となっています。

全国農業新聞を 購読しませんか

全国農業新聞は、農家のために農
業経営や暮らしの情報を提供してい
ます。

発行 毎週金曜日

購読料 月額700円

(送料、税込)

購読の申し込みは農業委員会事務

局で受け付けています。

見本紙を見てみたい

方は全国農業新聞(新

聞業務部) ☎03・6

910・1130)ま

でご連絡ください。



農業者年金に 加入しませんか？



農業者年金で老後の生活を安心サポート！

- ① 20歳以上60歳未満
- ② 国民年金の第1号被保険者（保険料免除者を除く）
- ③ 年間60日以上農業に従事

以上の3つの要件を満たせば
どなたでも農業者年金に加入できます。



【農業者年金の特徴】

- ◆ 少子高齢時代に強い年金（積立方式・確定拠出型）
- ◆ 終身年金（80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金をご家族へ）
- ◆ 公的年金ならではの税制上のメリットあり
（支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象）
- ◆ 農地を持っていない方や、配偶者・後継者の方も加入できます。

お問い合わせは、匝瑳市農業委員会（☎73-0090）または独立行政法人農業者年金基金（☎03-3502-3942）へ

農地の出し手を募集中

千葉県農地中間管理機構

規模拡大したい担い手に貸し付ける農地（市街化区域以外）を探しています。農業からのリタイアを考えている、相続した農地の管理に困っているなどの理由により、貸したい農地がある方は、農地のある市町村又は、（公社）千葉県園芸協会（農地中間管理機構）に御相談ください。機構が市町村と協力して農地の受け手を探します。また、賃料の徴収、支払いは機構が行います。

農地の借り受けを希望する場合も御相談ください。
詳細は匝瑳市産業振興課農村整備班（☎0479・73・0089）、または、（公社）千葉県園芸協会農地部（☎043・223・3011）までお気軽にお問い合わせください。



農地を
貸したいなあ…

（公社）千葉県園芸協会



よし、
規模拡大しよう！